

個人・世帯向け支援策一覧（令和4年4月20日現在）

貸付金について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	緊急小口資金（特例貸付）	貸付上限：10万円（特に必要な場合は20万円） 措置期間1年以内（ただし、令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長） ・償還期限2年以内	新型コロナウイルスの影響を受け、休業・失業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯	泉大津市社会福祉協議会 ☎23・1393	府社協
実施中	総合支援資金（特例貸付）	単身世帯は月15万円以内、複数世帯は月20万円以内（貸付期間は原則3か月以内） 措置期間1年以内（ただし、令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長） ・償還期限10年以内	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯		

住まいについて

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	市営・府営住宅の一時的提供	入居期間は6か月以内（最長1年まで延長可）	新型コロナウイルスの影響を受け、雇用先からの解雇などに伴い、住居から退去を余儀なくされている人	建築住宅課（市役所2階23番窓口） 府住宅まちづくり部 ☎06・6210・9749	市・府
実施中	市営・府営住宅・府公社賃貸住宅の負担軽減措置	家賃の減免や徴収の猶予など（実施主体により異なる）	市営・府営・府公社賃貸住宅の入居者で収入が著しく減少した人	建築住宅課（市役所2階23番窓口） 府営住宅（泉大津管理センター） ☎28・0001 府住宅供給公社住宅経営課 ☎06・6203・5453	市・府・府公社

納税猶予・減免・免除について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	納税の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な納税者に対し、納税の猶予制度（徴収の猶予または換価の猶予）が適用される場合あり。	財産損失や事業の休業など、一定のケースに該当する納税者	税務課納税係（市役所1階5番窓口）	市
実施中	国民健康保険料の減免	主たる生計維持者（世帯主）が重篤な傷病などを負った、または収入減少が見込まれ一定の要件を満たす場合、減免の適用あり	国民健康保険に加入の世帯	保険年金課（市役所1階6番窓口）	市
実施中	後期高齢者医療保険料の減免	主たる生計維持者（世帯主）が重篤な傷病などを負った、または収入減少が見込まれ一定の要件を満たす場合、減免の適用あり	後期高齢者医療保険に加入の被保険者	保険年金課（市役所1階6番窓口）	後期高齢者医療広域連合
実施中	介護保険料の減免	主たる生計維持者が重篤な傷病などを負った、または収入減少が見込まれ一定の要件を満たす場合、減免の適用あり	介護保険第一号被保険者で左欄に該当する人	高齢介護課給付保険料係 (市役所1階9番窓口)	市
実施中	国民年金保険料の免除	収入源となる業務の喪失や売上減少などにより収入が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として免除申請が可能	国民年金加入者で左記に該当する人	堺西年金事務所 ☎072・243・7900 保険年金課（市役所1階6番窓口）	国

個人・世帯向け支援策一覧（令和4年4月20日現在）

給付金について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	国民健康保険傷病手当	新型コロナウイルス感染症に感染した人、感染が疑われる人で、療養のため労務に服することができない場合に支給	国民健康保険加入者 （給与の支払いを受けている人に限る）	保険年金課（市役所1階6番窓口）	市
実施中	後期高齢者医療傷病手当	新型コロナウイルス感染症に感染した人、感染が疑われる人で、療養のため労務に服することができない場合に支給	後期高齢者医療保険加入者 （給与の支払いを受けている人に限る）	保険年金課（市役所1階6番窓口）	後期高齢者医療広域連合
実施中	住居確保給付金	3か月（最長9か月まで延長可。ただし、令和2年度中に新規申請し、受給を開始した人に限り、最長12ヶ月まで延長可） 家賃相当額を原則家主に給付。住居確保給付金の支給が終了した方に対して、解雇以外の離職や休業に伴う収入減少の場合、3ヶ月に限り再支給が可能（令和4年3月末の申請まで） 支給上限額 単身：3万9,000円 複数世帯（2人）：4万7,000円 複数世帯（3～5人）：5万1,000円	離職、自営業の廃業または個人の責に帰すべき理由、都合によらない就業機会の減少などにより経済的に困窮し、住宅を喪失または喪失するおそれのある人 ※収入要件あり	市民生活応援窓口 ☎33・9254	市
実施中	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	単身世帯:6万円 2人世帯:8万円 3人以上世帯:10万円 （最大3か月間支給）	総合支援資金に再貸付を終了した世帯または申請日の属する月が再貸付の最終借り入れ月である世帯、あるいは再貸付について不承認とされた世帯。 ※収入要件、資産要件、求職活動要件などあり	泉大津市社会福祉協議会 ☎23・1393	市
実施中	休業支援金・給付金	休業前賃金の8割（例外あり）を休業実績に応じて支給。 令和3年10月～12月末（上限額は、日額最大9,900円） 令和4年1月～6月末（上限額は、日額最大8,265円） 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受け、営業時間短縮が行われた場合 令和3年10月～令和4年6月末（11,000円。） 受付期間（中小企業の場合） 令和3年10月～令和4年3月の休業に対する申請 →令和4年6月30日まで 令和4年4月～6月の休業に対する申請 →令和4年9月30日まで	新型コロナウイルス感染症および、まん延防止の措置の影響により、令和3年10月1日から令和4年6月30日までの間に、事業主の指示によって休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった労働者	休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276	国

個人・世帯向け支援策一覧（令和4年4月20日現在）

給付金について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	小学校休業等対応助成金	<p>新型コロナウイルス感染症に係る小学校などの臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うために仕事を休まざるを得ない保護者を支援。</p> <p>有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額10/10</p> <p>・令和4年1月1日～3月31日の休暇に関する申請期限 →令和4年5月31日まで（日額上限額1・2月は11,000円、3月は9,000円）</p> <p>・令和4年4月1日～6月30日の休暇に関する申請期限 →令和4年8月31日まで（日額上限額9,000円）</p> <p>※日額上限額・申請期限は、地域の状況により変わることがあります。</p>	<p>以下の支給要件を満たす場合は対象</p> <p>①労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものが、事業主がそれに応じなかった。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症への対応として小学校などの臨時休業などのために仕事を休み（※1、2）、その休んだ日時について、賃金などが支払われていない（※3）。</p> <p>※1 保育所などの利用を控える依頼への対応、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話のために休んだ場合を含む。</p> <p>※2 休むことを事業主に連絡せず、当該休みを事業主が事後的に正当なものとして認めていない場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象外。</p> <p>※3 年次有給休暇を取得した場合は、賃金などが支払われていると取り扱う。</p> <p>③休業支援金・給付金の申請は、当該労働者を休業させたことを事業主が了承すること。また、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。</p> <p>※事業主に助成金のことを言い出しにくい場合は、事業主との相談を経ずに労働局に直接相談することも可。</p>	<p>勤務先の事業所を管轄する都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」</p> <p>■事業所が府内の場合 ☎06・6949・6494</p> <p>■事業所が府外の場合 「小学校休業等対応助成金コールセンター」 ☎0120・603・999</p>	国
実施中	低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯）	対象児童一人あたり5万円		子育て応援課（市役所1階3番窓口）	市
実施中	低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）	対象児童一人あたり5万円	対象児童（平成15年4月2日から令和4年2月28日までの間に出生した児童）を養育する非課税世帯など	子育て応援課（市役所1階3番窓口）	市
実施中	子育て世帯への臨時特別給付金	対象児童一人あたり10万円	対象児童（令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童、令和3年9月30日時点で高校生の児童、令和年10月以降令和4年3月31日までの間に出生した児童）を養育する児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる保護者	子育て応援課（市役所1階3番窓口）	市
実施中	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円	<p>・世帯員全員が住民税非課税である世帯</p> <p>・新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯（課税者の扶養親族のみで構成される世帯を除く）</p>	住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当（市役所3階大会議室）	市

個人・世帯向け支援策一覧（令和4年4月20日現在）

補助について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	就学援助金支給対象額の拡充	就学援助金支給対象者について、オンライン学習通信費一世帯あたり上限1万2,000円を支給	令和3年度義務教育就学援助金支給対象者	指導課（市役所3階）	市
実施中	就学援助金支給対象者の拡充	学用品費や給食費など、就学するのに必要な費用の一部を支給	新型コロナウイルス感染症及び感染拡大の防止要請の影響により主たる生計維持者が自己都合によらない失業（解雇、倒産、廃業など）により収入が著しく減少した就学援助金支給対象世帯（令和3年度に限る）	指導課（市役所3階）	市